

# 農業振興地域整備計画変更事務取扱要領

平成12年9月14日12農企B第167号  
香川県農林水産部長から各市町長あて

最終改正：令和3年6月17日3農政第20051号

## 第1 趣旨

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町が定めた農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を変更する場合の事務の取り扱いについて定めるものである。

なお、事務の取り扱いに当たっては、法、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「政令」という。）及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「規則」という。）に基づくほか、農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日付け構改C第261号農林水産省構造改善局長通知。以下「ガイドライン」という。）を参考に行うものとする。

## 第2 整備計画変更の基本原則

整備計画は、今後の農業振興を図るための基本計画であり、また、長期的な展望にたって定められるものであることから、その変更については慎重を期す必要がある。整備計画の変更は、法第13条第1項に定める場合に行うこととされており、同項に定める基礎調査の結果により行うことを原則とするが、整備計画策定後の経済事情の変動その他情勢の推移によっては、整備計画の実効性を確保するために必要が生じたことにより、真にやむを得ない場合に限り、行うことができるものとする。

## 第3 整備計画変更の区分

整備計画の変更は、次により全体見直し及び個別見直しに区分するものとする。

- 1 全体見直しは、法第12条の2第1項に規定する基礎調査の結果などに基づき、整備計画全体を見直すものとする。
- 2 個別見直しは、整備計画のうち法第8条第2項第1号に掲げる事項（以下「農用地利用計画」という。）の一部について、個別の変更申出がなされたものなどで、その変更申出の内容を市町が審査し、法令等の基準に照らし適当と認められたものについて、農用地利用計画を見直すものとする。

## 第4 整備計画変更案の事前協議

### 1 事前協議の要否

市町が整備計画を変更しようとする場合で、事務の円滑な処理を図る観点から、市町の独自の判断により、必要があると認めるときは、県に対し事前協議を行うことができるものとする。

### 2 事前協議の提出書類

市町が事前協議を行う場合は、事前協議書（第1号様式）に次に掲げる資料を添付して行わなければならない。

なお、市町は、整備計画のうち農用地利用計画を変更するに当たっては、計画の変更を申出た者（以下「変更申出者」という。）から、事前に農用地利用計画変更申出書（第2号様式）を提出させ、変更の事由を明らかにするとともに、計画変更の必要

性を確認するものとする。

(1) 全体見直しの場合

- ① 農業振興地域整備計画変更概要(変更等理由書) (第3号様式)
- ② 農業振興地域整備計画書(ガイドライン別紙「参考様式集」第3)
- ③ 農業振興地域整備計画書基礎調査資料(ガイドライン別紙「参考様式集」第4)

(2) 個別見直しの場合

- ① 変更等理由書(総括表) (第4-1~3号様式)
- ② 農用地利用計画変更審査調書(第5号様式)

3 事前協議の提出時期

市町が個別見直しについての事前協議を行う場合の提出は、原則として年3回とする。

ただし、次の要件のいずれかに該当し、かつ、法の趣旨に照らし、真に止むを得ないと認められる場合に限り、上記を超えて事前協議を実施できるものとする。

- (1) 自己所有農地において農家住宅又は分家住宅を新築又は増築する場合
- (2) 土地収用法(昭和26年法律第219号)該当事業の実施による移転先となる場合
- (3) 自然災害からの復旧を行う場合
- (4) 災害又は事故等による多額の負債を整理する場合

4 事前協議に対する県の回答

県は、事前協議を受けたときは、必要に応じて市町から事情聴取及び現地調査を実施するとともに、整備計画変更の可否について十分に審査し、適否についての回答(第6-1号、第6-2号様式)を行うものとする。

第5 整備計画変更の法定の手続き

1 農業協同組合等との調整

市町は、整備計画の変更について、政令第3条及び規則第3条の2並びにガイドライン第11の1(3)に基づき、農業協同組合、土地改良区、森林組合等の農林業団体及び農業委員会から、計画変更の適否について意見聴取し、十分に協議調整を図るものとする。

2 整備計画変更案の公告、縦覧等

市町が整備計画を変更(政令第10条に規定する軽微な変更(以下「軽微変更」という。)を除く。)しようとするときは、法第13条第4項の規定により準用する法第11条第1項の規定に基づきその旨を公告し、当該整備計画の案と変更しようとする理由を記載した書面(変更等理由書)を縦覧に供するものとする。

なお、整備計画の変更案に関する意見書の提出、異議の申出等に係る処理については、ガイドライン第14の3及び4により行うものとする。

3 整備計画変更案の協議

(1) 市町は、2の公告、縦覧を行った整備計画の変更案について、法第13条第4項の規定により準用する法第11条第3項の規定に基づく異議申出期間中に異議の申出がないとき又は異議の申出があった場合においてそのすべてについて同条第4項ないし第6項の規定による手続を終了したときは、遅滞なく、県に対し、法第13条第4項の規定により準用する法第8条第4項の規定に基づく整備計画の変更案についての協議を行うものとする。

(2) 市町が協議を行う場合は、協議書(第7号様式)に次に掲げる資料を添付して行

わなければならない。ただし、事前協議を経ずに個別見直しの協議を行う場合は、農用地利用計画変更審査調書（第5号様式）についても添付の必要がある。

なお、法第11条第2項の規定に基づき、縦覧期間中に市町住民から意見書の提出があった場合は、その要旨及び処理結果を県に提出するものとする。その場合県は、市町住民の意見の処理方法について疑義があるときは、市町に再検討を促すことがある。

① 全体見直しの場合

ア 農業振興地域整備計画変更概要(変更等理由書)（第3号様式）

イ 農業振興地域整備計画書（ガイドライン別紙「参考様式集」第3）

ウ 農業振興地域整備計画書基礎調査資料（ガイドライン別紙「参考様式集」第4）

エ 整備計画変更案の公告（写）

オ 政令第3条第3項の規定において準用する同条第1項及び第2項並びに規則第3条の2第2項の規定において準用する同条第1項に規定する意見書（写）

② 個別見直しの場合

ア 変更等理由書(総括表)（第4-1～3号様式）

イ 整備計画変更案の公告（写）

ウ 政令第3条第3項の規定において準用する同条第1項及び第2項並びに規則第3条の2第2項の規定において準用する同条第1項に規定する意見書（写）

(3) 県は、事前協議において異議なき旨の回答を行った案件に関する協議については、遅滞なく、同意する旨の回答（第9-1号様式）を行うものとする。また、事前協議において異議なき旨の回答を行っていない案件を含む協議については、必要に応じて市町から事情聴取及び現地調査を実施するとともに、協議の内容について十分に審査し、適否についての回答（第8-1号、第8-2号様式）を行うものとする。

4 軽微変更

整備計画の変更のうち軽微変更については、市町が内容を審査し、相当と認めるものについて、第4の事前協議、1の農業協同組合等との調整、2の整備計画変更案の公告、縦覧及び3の整備計画変更案の協議を経ずに、整備計画を変更するものとする。

ただし、農地転用の許可を必要とする軽微変更の場合には、第4の事前協議に準ずる手続きを行うことができるものとする。

5 整備計画変更の公告、縦覧

市町は、3の整備計画の変更についての協議を行い、このうち農用地利用計画の変更についての県の同意を得たとき、または、4の軽微変更により整備計画を変更したときは、遅滞なく、法第13条第4項の規定により準用する法第12条第1項の規定に基づき整備計画を変更した旨並びに法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を公告するとともに、変更後の整備計画を縦覧に供する。

6 変更申出者への通知

市町は、変更申出のあった案件のうち、市町の審査の結果、若しくは、県への事前協議又は協議の結果、変更が適当でない認められた案件については、遅滞なく、その理由を付した文書により、変更申出を行った者に対し回答を行うものとし、変更を

行った案件については、5の公告を行う際に、変更申出を行った者に対し、農用地利用計画を変更した旨を通知するものとする。

#### 7 全体見直しによる変更後の整備計画書の写しの送付

市町は、全体見直しによる変更後の整備計画書の写しを県に対し3部、また、高松国税局長に対し2部送付するものとする。

### 第6 農地等の転用許可権者との調整手続き

県は、市町が農用地利用計画を変更しようとする場合において、当該変更が農地を農地以外のものにするためであるとき、又は採草放牧地を農地及び採草放牧地以外のものにするためであるときであって、市町から協議があったときは、農地転用許可権者と調整を行うものとする。

### 第7 報告事項

#### 1 管理状況の報告

市町は、毎年12月31日時点の農用地区域内の農地面積及び荒廃農地面積、過去1年間の農用地区域への編入及び除外の状況並びに荒廃農地の発生及び解消の状況を、県に対し、翌年の3月10日までに報告するものとする。

#### 2 軽微変更の報告

市町は、当該年度に行った軽微変更について、翌年度の4月30日までに第9号様式により、軽微変更状況調書（第10-1号、第10-2号様式）を添付して、県に報告するものとする。